

府中市立中学校における学校給食食物アレルギー対応の手引き

府中市教育委員会

はじめに

府中市では、学校関係者や保護者の皆様に、学校給食の食物アレルギー対応について正しく理解していただき、すべての子どもたちが安心して健やかな学校生活を送れるように「府中市立中学校における学校給食食物アレルギー対応の手引き」を作成しました。

保護者の皆様には、この手引きの主旨をご理解いただき、安全・安心な給食の実施にご協力のほどお願いいたします。

食物アレルギー対応

食物アレルギー対応は、医師の診断に基づき、保護者と学校、給食センターの他、関係機関で情報を共有し、共通理解の上で対応を行うことを基本としています。しかしながら、献立によっては、子どもたちが初めて食べる食品が給食で使用されることもありますので、献立表などで確認し、事前に家庭で喫食して、症状が出ない事を確認していただきますようお願いいたします。

府中市の食物アレルギー対応食について

府中市の学校給食は、給食センターで作られた給食が各中学校に配送される他に、直接学校に業者から配送されるものがあります（パン・デザート・ドレッシング等）。

そのうち、給食センターで調理されたもののみ、アレルギー対応食（以下、「対応食」といいます。）の提供が可能です。

小学校で食物アレルギー対応をしている場合も、進学する中学校で新規の申請が必要です。手続きを忘れないようにご注意ください。

対応食の対象食品は、次のとおりです。

- ・卵（鶏卵、うずら卵）
- ・牛乳・乳製品（ヨーグルト、チーズ、生クリーム、練乳、バター、ホワイゼリー等）
- ・甲殻類（えび、かに）
- ・果物（かんきつ類を除く）

※そば、ピーナッツ、ナッツ類（アーモンド、カシューナッツ、くるみ）は使用していません。キウイフルーツは、当面の間使用しません。

対応食は、通常の調理場とは別に完全に独立した専用の調理室で調理し、食材混入のリスクを低減させています。

誤配食防止の観点から、対象生徒名の入った個人専用の容器で配送し、給食センターから生徒へ届くまでの間、各段階でチェック表を用いて確認をしていきます。

また、安全を守るために、他の生徒と色が違う専用のトレイ（黄色）を毎日使用し、クラスの一歩はじめに1食分を配食することで、食材の混入や配食の誤りを防いでいるほか、事故等のリスクを最大限抑えるために、毎日おかわりはしないこととしています。

府中市立中学校における学校給食の食物アレルギー対応について

府中市の学校給食において、食物アレルギーのあるお子様への対応を希望する場合は、次の4つの区分の対応になります。

- 1 給食の全て又は一部を食べることができず、対応食を希望する → (1)・(2)へ
ただし、アナフィラキシーショックの既往歴がある場合は、対応を始めるにあたって条件があります。(※1)
- 2 給食の全て又は一部を食べることができず、「献立細案」等を希望する → (2)-(2)③へ
- 3 牛乳類を飲用できない → (3)へ
- 4 給食を一切食べない、または飲料のみ給食の提供を受ける → (4)へ

(※1) アナフィラキシーショックの既往がある場合の条件

過去にアナフィラキシーショックの既往がある生徒は、医療機関で食物経口負荷試験を実施し、その結果をもとに対応を検討します。医師に「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」への結果の記載をお願いしてください。極微量で反応が誘発される可能性がない段階であれば、給食（対応食も含む）の提供は可能です。ただし、極微量でも反応が誘発される可能性がある場合には、家庭からの弁当対応をお願いします。

(1)～(4)の対応を希望する場合は、医師の診断による「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」の提出が必要です。

裏面「学校給食の食物アレルギー対応までの手順」を必ずご確認ください。文書料が発する場合は、保護者負担になります。

《給食センターの調理について》

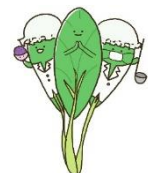
- ★給食センターでは、同じ調理場内で複数の料理を同時に調理しています。このため、他の食品の微量混入の可能性があります。
- ★揚げ物に使用する揚げ油は、使用後、冷却し沈殿ろ過させて、複数回使用します。

(1) 対応食について

給食は、給食センターで調理して学校へ配送するものと、業者から学校に直接納品されるものがあります。そのうち、給食センターで調理する料理のみ、対応食（除去食・代替食）の提供が可能です。

- ※ 対応食の基本は、対象食品の除去となります。
- ※ 対応食の対象食品を除去すると成立しない料理（卵焼き、オムレツ等）は、対象食品以外の食材を使用した代替食を提供します。
- ※ 果物の代替は、「みかん」又は「冷凍みかん」になります。
- ※ 対応食を希望される場合は、進学する中学校で面談（保護者・学校・給食センター栄養士）を実施します。（原則平日午後2時～午後5時）

- ★ 業者から学校に直接納品されるもの（パン、デザート、ドレッシング等）は、対応食を申請された場合でも提供されます。(2)の「献立細案」等により、必ず事前に家庭で内容を確認してください。なお、食べない場合は家庭から学校に連絡が必要です。



(2) 「献立細案」等の配付について

「献立細案」等により、給食を食べられるかどうかをご家庭で判断していただきます。配付を希望する場合は、学校ともご相談ください。

- ① 「食物アレルギー学校給食献立予定表」…給食センターの全献立と対応食の料理がわかります。(対応食の対象者にのみ、配付)
 - ② 「献立細案」…給食の使用食品名及び1人分の使用量がわかります。
 - ③ 「使用食品原材料配合表」…調味料やパン等に使用されている食品の原材料がわかります。
- ※②③は、給食センターホームページ内「アレルギー対応食について」でも確認できます。

(3) 飲用牛乳類の除去について

飲用牛乳および飲用牛乳に代わる乳製品（ミルクコーヒー・ドリンクヨーグルト・乳酸菌飲料等）を除去します。飲用牛乳のみの除去や一部除去はできません。

※飲用牛乳類以外の飲み物（ジュース、豆乳飲料等）は、提供されます。

※食物アレルギー以外の理由（乳糖不耐症等）で飲用牛乳類の除去を希望する場合は、飲用牛乳類の除去が必要であることが分かる、医師による診断書等の提出が必要です。書式は問いません。なお、文書料が発生する場合は、保護者負担となります。

(4) 給食を一切食べない、または飲料のみ給食の提供を受ける

学校に相談した結果、給食を一切食べずに弁当を持参する、または飲料のみ給食の提供を受け、それ以外は弁当を持参する方は、申請により助成金の交付を受けることができます。詳細は府中市ホームページをご覧ください。給食センターへお問合せください。

 **府中市 弁当助成**

問合せ先 給食センター 給食費担当（042-366-8375）



準備のため、4月中は対応食の実施はできません。最短でも5月からとなります。また、入学式以降に新規の手続きをする場合も、対応の開始は、最短で翌月以降となります。

小学校で食物アレルギー対応をしていた方

小学校から書類をお渡しします（12月中旬頃を予定）。

進学する中学校へ、指定された期日までに、書類を提出してください。期日の詳細は、書類に記載されています。

中学校から食物アレルギー対応を始める方

中学校から新たに食物アレルギー対応を希望する場合は、小学校から書類を受け取ってください。入学後は、中学校から受け取ってください。また、対応食を希望する場合、給食センターに電話連絡をしてください。

書類は入学式の翌日（金曜日または土曜日が入学式の場合は月曜日）までに中学校に提出してください。それ以降に食物アレルギー対応を希望する場合は、書類は随時提出してください。

問合せ先

府中市教育委員会教育部学務保健課 給食センター アレルギー担当

電話 042-366-8376

FAX 042-340-7127

HP <https://www.fuchu-tokyo.ed.jp/lunch>

電話でのご連絡・お問合せは 平日 午前8時30分から午後5時までにお願いします。

